平成２２年（フ）第１５６５号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字若宮73番地
債務者　鈴木真由美（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８１６号
札幌市東区伏古５条２丁目１番３号　伏古リバーハイツ５号
債務者　南　　昌利
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３６号
札幌市中央区南17条西８丁目１番21号　ミール山鼻101号
債務者　宇佐美真紀子（旧姓竹原）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９７号
札幌市白石区菊水上町２条３丁目52番地
債務者　後藤　　登
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９８号
北海道石狩市樽川８条３丁目12番地
債務者　古川　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３５号
札幌市中央区南26条西８丁目３番18号　プレステージ南26条103号
債務者　川上千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３６号
札幌市中央区南26条西８丁目３番18号　プレステージ南26条103号
債務者　川上　大介
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２１８号
札幌市豊平区月寒東２条３丁目７番６―403号
債務者　住吉奈保美（旧姓濱口）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２０号
札幌市手稲区西宮の沢２条１丁目４番８―202号
債務者　倉兼　　浩
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６０号
北海道千歳市朝日町４丁目９番地
債務者　山本　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６１２号
札幌市北区北27条西13丁目５番10号　グランメール北27条102号室、住民票上の住所旭川市豊岡７条４丁目２番16号
債務者　小松　義広
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６５１号
札幌市中央区北５条西28丁目２番12―103号
債務者　安藤　善幸
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６８６号
札幌市南区真駒内南町１丁目１番16―305号
債務者　村上　志穂（旧姓今野）
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８４１号
札幌市西区八軒10条西４丁目11番12号　遠藤ハイツ202号
債務者　舘山千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０３号
盛岡市厨川２丁目６番62号　フローラル５―101号
債務者　山崎　輝彦
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３４５号
盛岡市紅葉が丘29番19号、住民票上の住所盛岡市中ノ橋通１丁目５番25号
債務者　村井　香苗
1　決定年月日時　平成22年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５５号
茨城県水戸市平須町1822番地の３　市営平須町住宅12棟１Ｆ１号
債務者　鈴木加代子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所